

令和8年1月28日

農業者の皆様

奥出雲町地域農業再生協議会

会長 糸原 保

(奥出雲町 農業振興課)

令和8年度 畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）の要望調査について

平素は、本町の農業振興事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国では、水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的とした「畑地化促進事業」を実施しており、次年度についても、この事業を実施する予定です。

つきましては、要望の取りまとめを行いますので、下記をご確認いただき、希望される方はご提出をお願いいたします。

記

1. 事業概要

水田を畑地化して高収益作物・畑作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

	①畑地化支援(初年度交付)	②定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	2.0(3.0)万円/10a × 5年間 または 10.0(15.0)万円/10a (一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、そば等)	7万円/10a	2.0万円/10a × 5年間 または 10.0万円/10a (一括)

※()内は加工用、業務用野菜の場合

2. 対象

個人もしくは法人、生産者組合、営農組織などの共同体（任意団体含む）

3. 事業要件

- ①水田活用直接支払交付金の交付対象水田であること
- ②水田機能を有していること

※畦畔、水口、後口が残っていること

③面積要件

露地栽培：二筆以上おおむね 50a 以上

施設栽培：二筆以上

④一定範囲内の圃場であること（おおむね大字単位）

4. 注意事項

○地目の変更は必要ありません。

○畠地化の実施から 5 年間は作付けの継続が必要です。できなかつた場合（災害発生等を除く）は補助金の返還が発生します。

耕作者や農地所有者に変更があっても作付けの継続が必要です。

○畠地化を実施した場合は今後、水田活用直接支払交付金の対象にならないことから、農地売買等で不利が生じる可能性があります。事業実施には土地所有者の同意が必須です。

○水田活用の直接支払交付金を重複して受けることはできません。

○圃場整備賦課金等が残っている農地は対象とならない場合があります。

○横田地区の一部（用途指定地域内）は事業が実施できません。

○本事業は国の予算の範囲内で行われるものであり、国の審査いかんによっては事業の対象にならない場合があります。

5. 申請方法

事業の実施を希望される方は、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに別紙の調査票を記入し、下記にご提出ください。

提出された方には別途、国への申請書類のご案内をいたします。

【お問い合わせ先】

島根県仁多郡奥出雲町横田 1037

奥出雲町 横田庁舎 農業振興課内

奥出雲町地域農業再生協議会 事務局

担当 藤原

電話 0854-52-2679